平成２１年（フ）第９６８５号
大阪市西区北堀江２丁目10番16―304号
債務者　山岡いづみ
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９８９８号
大阪府東大阪市加納６丁目16番４号　コスモピア110号室
債務者　徳野　圭太
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９８９９号
大阪府東大阪市加納６丁目16番４号　コスモピア110号室
債務者　徳野　美和
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９９２９号
大阪市旭区生江３丁目８番８号
債務者　井上　幹登
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０２５１号
大阪府豊中市庄内東町２丁目７番21―408号
債務者　中川　通義
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０３０２号
大阪市北区中崎１丁目６番14―1005号
債務者　山本　貫詞
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０４４０号
大阪府三島郡島本町若山台２丁目１番16―107号
債務者　山倉　宣雄
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０４４１号
大阪府三島郡島本町若山台２丁目１番16―107号
債務者　山倉　陽子（旧姓樫本）
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１２０号
大阪府門真市石原町15番24号
債務者　山口　一成
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１２１号
大阪府門真市大橋町20番22号
債務者　坂口　加奈
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１２５号
大阪市住吉区長居３丁目３番29号　ジョイス長居203号
債務者　荒木　伸一
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１３４号
大阪府八尾市志紀町西２丁目１番地　府営住宅13―305号
債務者　宮﨑　　浩
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１３５号
大阪府八尾市志紀町西２丁目１番地　府営住宅13―305号
債務者　宮﨑　博子
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１３６号
大阪府大東市北楠の里町27番19号　407号
債務者　鈴木みね子
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１４０号
大阪府四條畷市中野１丁目３番42号　カサベルデ柳302
債務者　三浦　智加
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１４２号
大阪府枚方市出口５丁目23番１号
債務者　津熊喜洋子
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１４３号
大阪市平野区瓜破西３丁目１番９号　ベルフォーレ平野Ⅰ―101
債務者　伊丹　弘子（旧姓岸本）
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１５２号
大阪市東淀川区豊新３丁目３番２号　シャンボール豊新203号
債務者　吉田　真弓
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部